

電動キックボードの実証実験を実施します！ ～特例措置により自転車レーンを走行～

千葉市では、これまで電動キックボードの車両保安基準等の緩和に向け、民間事業者と共同で公道でのシェアリングサービスなどの実証実験を実施するとともに、国に対して規制改革の働きかけを行ってきました。

この度、長谷川工業株式会社が、市内一部のエリアにおいて、電動キックボードの実証実験を実施しますので、お知らせします。

1 実証実験の概要

電動キックボードの走行環境や車両保安基準など、適切な規制を検討するためのデータを収集するため、実施事業者である長谷川工業株式会社が「新事業特例制度」の認定を受け、同社が選定したモニターによる普通自転車専用通行帯（自転車レーン）を含めた公道の走行検証を行います。

(1) 実施期間

令和3年2月1日（月）～3月31日（水）

(2) 実施事業者

長谷川工業株式会社（本社：大阪市西区江戸堀2丁目1-1 江戸堀センタービル14F）

(3) 実施エリア及び走行可能な普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

中央区及び美浜区の一部（別紙のとおり）

(4) 対象モニター

幕張新都心にお住まいの方や千葉みなと駅近隣企業にお勤めの方（30人程度）
（実施事業者にてモニター選定済）

(5) 利用方法

モニターに一定期間無償で機体やヘルメットを提供し、通勤や買物などの日常的な移動手段として利用して頂きます。

<参考>

新事業特例制度（経済産業省所管）

新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で規制の特例措置の適用を認める制度。

当該特例措置の適用を受けた事業者から貸し渡される電動キックボードに限り、普通自転車専用通行帯（自転車レーン）の走行が可能。

【主な条件】

- ・事業者にて機体の走行速度やその他の運転の状況に関する記録の作成
- ・機体の最高速度 20km/h 未満 など

2 その他

- (1) 電動キックボードは道路交通法上の「原動機付自転車」に該当するため、利用にあたっては、運転免許証の携帯やヘルメット着用、車道走行（歩道走行禁止）その他道路交通法等関係法令等を遵守する必要があります。
- (2) 今回は、長谷川工業株式会社が新事業特例制度の認定に基づき提供する電動キックボードに限り、普通自転車専用通行帯（自転車レーン）の走行が可能です。個人所有のものや新事業特例措置の適用を受けていない事業者から提供される電動キックボードについては、自転車レーンの走行は禁止されています。

<参考>



長谷川工業株式会社企業概要

- ・長谷川工業は大阪府に本社を置き、「安全製品はハセガワ」を代名詞に、はしご・脚立・高所作業台など足場関連製品のパイオニアとして全国9ヶ所の営業拠点と国内2工場、海外2工場、配送センター等を配し、製品を提供している。
- ・足場関連製品にとどまらず移動の効率化のサポートとして、電動キックボードを含むパーソナルモビリティの販売も展開している。



電動キックボード